

八洲学園大学 職業紹介業務運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）が職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、本学の在学生及び卒業生又は退学者（以下「学生等」という。）に対して行う無料の職業紹介業務の運営について必要な事項を定める。

(業務の分担)

第2条 本学の職業紹介は、学長が統括する。

- 2 本学の事務局教務課に担当部署（以下、「キャリアコーディネート室」という。）を置く。
- 3 職業紹介に関する業務（以下、「職業紹介業務」という。）の責任者（以下、「教務課長」という。）は担当職員（以下、「キャリアコーディネート室長」という。）を指名し、教員と連携の基に係業務を掌理させる。
- 4 キャリアコーディネート室長は、当該学部に係る職業紹介業務について総括する。

(求人者の申込み)

第3条 本学は、申込みの内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、いかなる求人者の申込みについても、これを受理する。

- (1) 法令等に違反するとき。
- (2) 雇用条件が不相当と認められるとき。
- (3) 教育上不相当と認められるとき。
 - 2 求人者を申し込む者（以下「求人者」という。）は、公共職業安定所の定めた求人票あるいは準じる求人票で申込みしなければならない。
 - 3 求人者は、業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を明示しなければならない。

(求職者の申込み)

第4条 本学は、申込みの内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、学生等のいかなる求職者の申込みについても、これを受理する。

- (1) 法令等に違反するとき。
- (2) 教育上不相当と認められるとき。
- (3) その他本学が職業紹介の利用を不相当と認めるとき。
 - 2 求職を希望する学生等（以下「求職者」という。）は、所定の求職票により申込まなければならない。
 - 3 求職票の有効期限は、半年（4月～9月 / 10月～3月）とする。継続して希望する場合は、再度求職票の提出が必要である。

(紹介)

- 第5条 本学は、求職者に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。
- 2 求職者を求人者に紹介する際は、求職者が指定する書類と合わせて紹介状または推薦状の提出を行う。ただし、所定の応募方法がある場合はそちらに従う。
 - 3 臨時的な職業への紹介については、紹介状を発行せず対象者が直接応募を行う。
 - 4 本学は、労働争議に対して中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所からの求人に対しては、紹介を一時中止する。

(均等待遇)

- 第6条 本学は、求職者及び求人者に対し、職業紹介業務について差別的な取扱いを行なわない。

(採否結果の通報)

- 第7条 求人者および求職者は、雇用関係が成立した場合（採用が内定した場合も含む。）又は不成立となった場合は、それぞれ本学に報告しなければならない。

(秘密の厳守)

- 第8条 教職員は、職業紹介業務を行うに当たり知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、これを関係者以外に漏らしてはならない。

(その他)

- 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項については別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は学長が定める。

附 則

この規程は、平成 19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月15日から施行する。